



[illegible]

## 第6号様式記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除く。)が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄は、資本金の額又は出資金の額と会社法第431条又は第614条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第76条第2項第3号又は第3項第3号に規定する資本剰余金の金額(同法第2条第1号に規定する会社以外の法人にあっては、これらに準ずる金額)との合計額を記載すること。
- 8 「法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額」の欄は、第6号様式別表4の4の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。
- 9 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ又はハ(政令第6条の2第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。
- 10 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとするものに限る。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- 11 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。)であった法人(令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするもの)に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 12 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

- 13 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。
- 14 道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 15 事業税の「所得金額総額㉓」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計㉔」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㉕」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉖」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- 16 事業税の「付加価値額総額㉗」又は「資本金等の額総額㉘」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉙」又は「課税標準となる資本金等の額㉚」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。
- 17 事業税の「令和6年改正法附則第8条第2項の控除額㉛」の欄は、第6号様式別表5の7の「控除額㉜」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。
- 18 事業税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 19 特別法人事業税の「所得割に係る特別法人事業税額㉝」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉞」又は「軽減税率不適用法人の金額㉟」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉟」又は「軽減税率不適用法人の金額㊱」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 20 特別法人事業税の「収入割に係る特別法人事業税額㊱」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊱」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㊱」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 21 特別法人事業税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 22 事業税の「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))㉓」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書(別表4付表)の「通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 23 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉔」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 24 還付請求の「中間納付額㉕」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 25 「資本金の額(外貨)」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

- 26 「資本準備金の額(外貨)」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。
- 27 「資本剰余金の額(外貨)」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。
- 28 法第23条第1項第4号の2イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 29 法第23条第1項第4号の2イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 30 法第23条第1項第4号の2イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。